

社会福祉法人 春日井市社会福祉協議会  
ボランティアセンター設置規則

(昭和54年規程第5号)

(設置)

**第1条** ボランティア活動に関する市民の関心と理解を深め、ボランティアの育成及び活動支援を行うことにより、ボランティア活動の推進を図るため、社会福祉法人春日井市社会福祉協議会（以下「本会」という。）に春日井市社会福祉協議会ボランティアセンター（以下「ボランティアセンター」という。）を設置する。

(位置等)

**第2条** ボランティアセンターの位置は、愛知県春日井市浅山町一丁目2番61号とする。

2 ボランティアセンターの開所時間は、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までを除き、午前8時30分から午後5時までとする。

3 ボランティアセンターの事務は、本会において行う。

(事業)

**第3条** ボランティアセンターは、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) ボランティア活動に関する調査及び研究
- (2) ボランティア活動に関する情報提供及び啓発
- (3) ボランティア活動をする個人及び団体の登録
- (4) ボランティア受入希望団体等へのボランティアの紹介
- (5) ボランティア活動に関する講座、研修会及び交流会の開催
- (6) ボランティアに関する相談及び支援
- (7) ボランティア活動推進機関との情報交換及び連携
- (8) その他ボランティア活動の促進に必要な事業

(運営委員会)

**第4条** ボランティアセンターの適正な運営を図るため、ボランティアセンター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 前条に定める事業の運営に関する事項
  - (2) 前号に定めるもののほか、社会福祉法人春日井市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）が必要と認める事項
- 3 運営委員会は、委員15名以内で組織し、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。
- (1) 福祉団体関係者
  - (2) 福祉施設関係者
  - (3) 民生委員・児童委員
  - (4) ボランティア活動実践者
  - (5) 学識経験者
  - (6) 社会教育関係者
  - (7) 関係行政機関の職員
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 運営委員会に必要な応じて専門部会を置くことができる。
- （委任）

**第5条** この規則に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

#### 附 則

（施行期日）

この規則は、昭和54年12月1日から施行する。

#### 附 則（平成23年規程第7号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成23年7月1日から施行する。  
（社会福祉法人春日井市社会福祉協議会ボランティアセンター運営規程の廃止）
- 2 社会福祉法人春日井市社会福祉協議会ボランティアセンター運営規程（昭和54年社会福祉法人春日井市社会福祉協議会規程第6号）は、廃止する。